

平成29年4月1日

入札参加者資格者 各位

門真市総務部総務課

門真市入札参加資格者営業所実態調査について

公共工事等の更なる適正な施工の確保を図るため、下記の事項について実施します。

記

1 門真市入札参加資格者営業所実態調査について

本市では、地元業者育成の観点から公共工事の発注に際しては、業者選定において市内業者及び準市内業者を優先的に取り扱っているところであるが、公共工事の実施にあっては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)に基づき、不良・不適格業者を排除するため、市内業者及び準市内業者を対象に、営業所の実態調査を継続実施します。

2 門真市建設工事等入札参加停止に関する要綱の一部改正

改正内容及び入札参加停止期間

(不当又は不誠実な行為に対する措置)

14 入札参加資格者が、次の各号のいずれかに該当し、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

(1)～(6) 略

(7) 本市の区域内に有する営業所が営業所として不適格と認められたとき又は営業所として不適切と認められた場合において通知書による改善の指示をしても改善されないとき。

入札参加停止期間 3箇月

施行日 平成29年4月1日